

民間建築物等のための

建築物アスベスト点検の手引



平成 17 年 9 月
(平成 18 年 9 月改訂)

東京都

目次

1. 点検の手引の目的.....	2
2. 点検の必要がある吹付け材	3
3. 点検の対象となる建築物等の竣工時期	6
4. 吹付け材の使用箇所の点検方法	7
(1) 設計図書等と建築年次による把握.....	7
(2) 材質分析による把握	7
(3) 吹付け材の飛散のおそれの程度の把握	8
(4) 吹付け材の措置における処理工法の選定.....	10
(5) 吹付け材の措置後の維持管理.....	12
5. 建築物等の維持管理における記録.....	13
6. 点検することが望ましい石綿含有材料（保温材等）	16
【石綿含有材料の一覧】	18
(1) 吹付けアスベスト.....	18
(2) 吹付けロックウール（乾式又は半乾式）	19
(3) 吹付けロックウール（湿式）	21
(4) 吹付けバーミキュライト（ひる石吹付け）	22
(5) パーライト吹付け.....	22
(6) 石綿保温材	23
(7) けいそう土保温材.....	23
(8) けい酸カルシウム保温材	23
(9) パーライト保温材.....	24
(10) バーミキュライト保温材	24
(11) 水練り保温材.....	25
(12) 耐火被覆板	26
(13) けい酸カルシウム板第二種	26
(14) 耐火被覆塗り材	28
(15) 屋根用折版裏断熱材	28
(16) 煙突用断熱材.....	28
(17) 石綿含有ロックウール吸音天井板.....	29
(18) 石綿含有目地材（見掛け密度の小さいもの）	30
【参考文献・ホームページ】	32
【参考法令等】	33

1. 点検の手引の目的

平成 17 年 6 月下旬に、アスベストを含有する製品を製造していた工場での労働災害の事例が公表され、その後、従業員の家族や周辺住民への被害が明らかになり、アスベスト問題は再び大きな社会問題となっています。

一方、平成 17 年 7 月に施行された石綿障害予防規則（以下「石綿則」という。）において、建築物の壁、柱、天井などに吹き付けられた石綿等が損傷、劣化などによって粉じんの飛散などのおそれがある場合には、その事業者に対して、除去、封じ込め、囲い込みなどの措置を講じることが義務付けられました。したがって、民間の建築物などにおいても、石綿を含有する吹付け材の使用の有無や、その損傷、劣化などの状況を点検し、その状況に応じて除去等の措置をとる必要があります。

本資料の「建築物アスベスト点検の手引」（以下「点検の手引」という。）は、民間や地方公共団体などが、石綿を含有する吹付け材の使用状況を点検し、状況に応じて措置をする際に参考となるよう、作成したものです。

平成 17 年 7 月より、国においては、様々な省庁がそれぞれの立場で民間の建築物などにおける使用状況等の調査を地方公共団体に対して依頼しましたが、例えば、吹付け材の商品ごとに石綿が含有していた時期についての情報など、国は必ずしも十分な情報を整理しないままに調査を依頼している状況がありました。そこで東京都では、独自にメーカーから石綿含有材料の商品に関する聴き取り調査を実施いたしました。これらも、現場で石綿の使用の有無を判断するための資料として、点検の手引の巻末に盛り込んでいます。

この点検の手引が、多くの事業者の皆さんの効率的な点検に役立つことを期待してやみません。

なお、本点検の手引は、飛散性の材料である吹付け材の使用状況や飛散のおそれの程度を点検するために作成したものですので、スレートなどのような、密度が大きい材料で非飛散性の石綿含有材料については、点検の手引の対象とはしていません。

建築物などを解体・改修する際に行う事前調査には、非飛散性の石綿含有材料についても調査が必要となるため、事前調査の際には、巻末の参考資料等を参照してください。

2. 点検の必要がある吹付け材

石綿則において、建築物の壁、柱、天井等に吹付けられた石綿等（すべての種類の石綿及びそれらをその重量で 0.1%を超えて含有する物）については、損傷、劣化等によって粉じんの飛散などのおそれがあるときには、事業者に対して、除去等の措置を講ずるよう義務付けています（石綿則第 10 条第 1 項）。したがって、重量で 0.1%を超えて石綿を含有する可能性のある吹付け材は、建築物などの維持管理上、点検の必要のある建材です。

吹き付けられた石綿等には、石綿をその重量の 0.1%を超えて含有する、以下の吹付け材が該当します。

- ・ 吹付けアスベスト
- ・ 吹付けロックウール
- ・ 吹付けバーミキュライト（ひる石吹付け）
- ・ パーライト吹付け
- ・ 発泡けい酸ソーダ吹付け石綿 等

吹付けアスベスト

天然鉱物繊維であるアスベストとセメント系の結合材とを一定割合で水を加えて混合し、吹き付け施工したものです。耐火被覆用としては、3 階建て以上の鉄骨造建築物のはり、柱等に、吸音・断熱用としては、ビルの機械室、ボイラー室、地下駐車場等の天井、壁等のほか、学校、体育館、工場等の天井、壁等に吹き付けられていました。

吹付けロックウール

人造鉱物繊維であるロックウールを使用した吹付け材で、吹き付けの工法に乾式・半乾式・湿式があります。昭和 50 年に吹付けアスベストが原則禁止となった以降も、吹付けロックウールについては、しばらくの間、アスベストを混ぜて使用されていました。用途には、耐火被覆用と吸音・断熱用があります。

その他の吹付け材

吹付けアスベストと類似している吹付け材には、吹付けロックウールのほかに、吹付けバーミキュライト、パーライト吹付け、発泡けい酸ソーダ吹付け石綿、砂壁状吹付けなどがあります。

【吹付けアスベストの施工例】



写真1 損傷・欠陥*に至った吹付けアスベストの施工例

(* 「4.(3)吹付け材の飛散のおそれの程度の把握」を参照。)



写真2 全面に繊維のくずれ*のある吹付けアスベストの施工例

(* 「4.(3)吹付け材の飛散のおそれの程度の把握」を参照。)



写真3 局所的な表面の毛羽立ち*のある吹付けアスベストの例（天井面）

（* 「4.(3)吹付け材の飛散のおそれの程度の把握」を参照。）

巻末に示す参考文献・ホームページには、吹付けアスベスト以外の吹付け材の施工例の写真が掲載されているものがありますので、併せて参考にしてください。

3. 点検の対象となる建築物等の竣工時期

重量で 0.1%を超えて石綿を含有する可能性のある吹付け材が使用され始めた時期は、表 1 に示すように、昭和 30 年代からです。

また、昭和 50 年に吹付けアスベストの施工作业が原則禁止となった以降も、平成 7 年 3 月 31 日までは、5%以下の石綿を含有する吹付け材の吹付け作業は、法で禁止はされていませんでした。

建築物の竣工日が明らかであっても、実際の吹付け作業の施工日が明らかでないことが多いので、都有施設や、民間を含めた学校施設・病院・社会福祉施設などにおける吹付けアスベスト等の使用実態調査においては、平成 8 年度以前に竣工した建築物（改修工事も含む。）を調査対象としております。

表 1 石綿含有の吹付け材の使用時期

石綿含有の吹付け材の種類	石綿含有の商品が使用された概ねの時期					
	S30	S45	S50	S55	S63	H7
吹付けアスベスト	←—————→					
吹付けロックウール(乾式・半乾式) 【石綿含有 5%超 30%以下】	←………→					
吹付けロックウール(乾式・半乾式) 【石綿含有 5%以下】	←………→					
吹付けロックウール(湿式) 【石綿含有 5%以下】	←—————→					
吹付けバーミキュライト	—————→					
パーライト吹付け	—————→					

含有 5%超の吹付け原則禁止 (昭和 50 年 10 月 1 日から) 含有 1%超の吹付け原則禁止 (平成 7 年 4 月 1 日から)

「吹付け石綿の使用の可能性のある建築物の把握方法について」環境省資料、「建築物の解体等に伴う有害物質等の適切な取扱い」建設副産物リサイクル広報推進会議資料、及びメーカーや材質分析を伴う実態調査を実施した区からのヒアリング（点線部分を追加）をもとに作成。

4. 吹付け材の使用箇所の点検方法

(1) 設計図書等と建築年次による把握

建築物などにおける石綿含有の吹付け材の点検に当たっては、まず、建築や改修当時の材料、工法などが記載されている設計図書や施工記録などから、石綿が含有している可能性のある吹付け材を洗い出し、建築年次と吹付け材の製造時期との照合を行って、石綿含有の有無を判定します。

材料や工法などが記載されている可能性のある設計図書等は、建築意匠設計図、竣工図、仕上げ表、仕様書、施工記録、維持保全記録、竣工後の改修工事記録などです。設計図書等による石綿含有の吹付け材の識別は、図書等に記載されている商品名等によります。巻末の石綿含有材料の一覧を参考にして、建築年次や改修年次と石綿が含有していた商品の製造時期とを照合して判断します。吹付け材の商品名は、意図的に石綿を含有させなくなったものでも同一商品名が使用されている場合が多いので、必ず建築年次などを考慮して判断します。

設計図書等に商品名までの記載がない場合などは、0.1%を超えて石綿が含有しているかどうかの判断がつきませんので、次に述べる材質分析を行って、石綿含有の有無の判断をすることになります。

(2) 材質分析による把握

建築用や設備用の材料が 0.1%を超えて石綿を含有しているか否かの判定方法として最も確実な方法は、JIS 規格に基づく材質分析（JIS A 1481「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」）です。この分析法は、高度の技術が必要とされ一般的でないため、材質分析は専門的な測定機関に委託します。

材質分析の公定法に関して、厚生労働省からは以下の通知が出されています。

- 「建材中の石綿含有率の分析方法について」平成 18 年 8 月 21 日付け基発第 0821002 号厚生労働省労働基準局長通知
- 「建材中の石綿含有率の分析方法に係る留意事項について」平成 18 年 8 月 21 日付け基安化発第 0821001 号厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長通知

分析費用などの関係から、石綿含有の疑いのある吹付け材すべてを一度に分析できない場合には、次に述べる、吹付け材の飛散のおそれの程度を把握した上で、その程度に応じて材質分析の優先順位を決めることも考えられます。ただし、吹付け材が安

定していても、いずれ実施する解体・改修作業の前までには、材質分析を行う必要があります。

(3) 吹付け材の飛散のおそれの程度の把握

石綿含有の吹付け材の使用が設計図書などによって確認できるか、又は石綿含有の疑いが持たれる吹付け材の使用がある場合、実際に使用箇所の現場に行って、目視によりその吹付け材の飛散のおそれの程度を把握します。

東京都では、民間などの建築物において、吹付け材からのアスベスト繊維の飛散を防止し、建築物内の良好な室内環境の保持を図るため、「吹付けアスベスト等に関する室内環境維持管理指導指針」(以下「指針」という。)を策定し、建築物に使用されている石綿含有の吹付け材に関して、東京都が指導を行う際の必要な事項を定めています。ここでは、2.で示した点検の必要な吹付け材について、この指針に基づき、除去等の措置のための判定方法について説明します。

指針では、吹付け材の飛散のおそれの程度について、「飛散のおそれが大きい」、「飛散のおそれが小さい」、「安定」の3種類に分類しています。それらは、以下のとおりです。

- 「飛散のおそれが大きい」とは、
 - 吹付け表面全体に毛羽立ちがある場合
 - 繊維のくずれがある場合
 - 繊維の垂れ下がりがある場合
 - 吹付け面全体に損傷・欠陥がある場合
 - 床面に破片が頻繁に見られる場合
 - 吹付け材が下地と遊離している場合のいずれか一つでもある場合をいいます。
- 「飛散のおそれが小さい」とは、
 - 損傷・欠陥は局部的で損傷部等の周辺の吹付け材は下地にしっかり固着している場合
 - 損傷部があってもその環境条件では損傷部の拡大が見られない場合をいいます。
- 「安定」とは、
 - 吹付け面にひっかき傷等の物理的損傷がない場合
 - 下地の腐食、ひび割れ等の影響による損傷がない場合
 - 結合剤の劣化による繊維の垂れ下がりやくずれがない場合
 - 下地と吹付け層との間が遊離し、浮いた状態でない場合をいいます。

吹付け材の除去等の措置の時期の決定は、以上の飛散のおそれの程度に加えて、部屋等の使用状況を考慮して判断します。部屋等の使用頻度の程度については、以下のとおりです。

- 「使用頻度が高い」とは、事務室、教室、店舗、図書室、会議室、廊下、湯沸場等、人の出入りが多く常時使用する場所をいいます。
- 「使用頻度が低い」とは、倉庫、機械室、電気室、変電室、非常階段等をいいます。ただし、その場所に常駐者がいる場合は、「使用頻度が高い」に含まれるものとします。

以上で示した飛散のおそれの程度と使用頻度から、石綿含有の吹付け材の使用箇所ごとに、以下の表 2 を用いて、吹付け材の除去等の措置の時期や管理としての取扱いを判断します。

表 2 吹付け材の除去等の措置の時期等の判定

吹付け材の状態 部屋等の使用状況	飛散のおそれが大きい	飛散のおそれが小さい	安 定
使用頻度が高い	A	B	C
使用頻度が低い	B	C	D

措置の内容

- A： 直ちに、除去等の措置を行う。
- B： 早い時期に、除去等の措置を行う。
- C： 損傷部については直ちに補修を行い、点検・記録後、必要に応じ除去等の措置を行う。
- D： 点検・記録による管理をする。

【現場における目視点検に当たっての注意事項】

- 暗い場所では、懐中電灯などを用いて確認します。
- 機械室など、かなり狭い場所での調査に当たっては、安全性の確保のため、ヘルメット及び防じんマスクを着用してください。
- 足場が悪いなど、危険性を伴う場所での調査に当たっては、必ず 2 名以上で行ってください。

(4) 吹付け材の措置における処理工法の選定

前にも述べたように、建築物の壁、柱、天井などに吹き付けられた石綿等が損傷、劣化などによって粉じんの飛散などのおそれがある場合には、その事業者に対して、除去、封じ込め、囲い込みなどの措置を講じることが義務付けられています。

吹付け材の処理工法については、除去、封じ込め、囲い込みの3種類があります。実施に当たっては、現場の状況を十分に点検のうえ以下の点に留意し適切な工法を選定する必要があります。

【工法選定の留意点】

飛散のおそれが大きく、物理的損傷の機会^(注)がある状況の場合は「除去」を原則とします。

図1の「吹付けアスベスト等の工法選定のフローチャート」に基づき工法を選定しますが、封じ込め又は囲い込みの選択となった場合でも、「除去」を選択することも当然ながら可能です。

封じ込めを行う場合には、封じ込め後の重量に耐えられるかどうか、事前に吹付け材と下地との付着の強さを確認します。

吹付け材の状態が安定している場合は、当面措置は行わず、点検・記録により管理することも可能です。しかし、この場合でも、直近で改修する機会をとらえて、除去等の措置を行うことが望まれます。

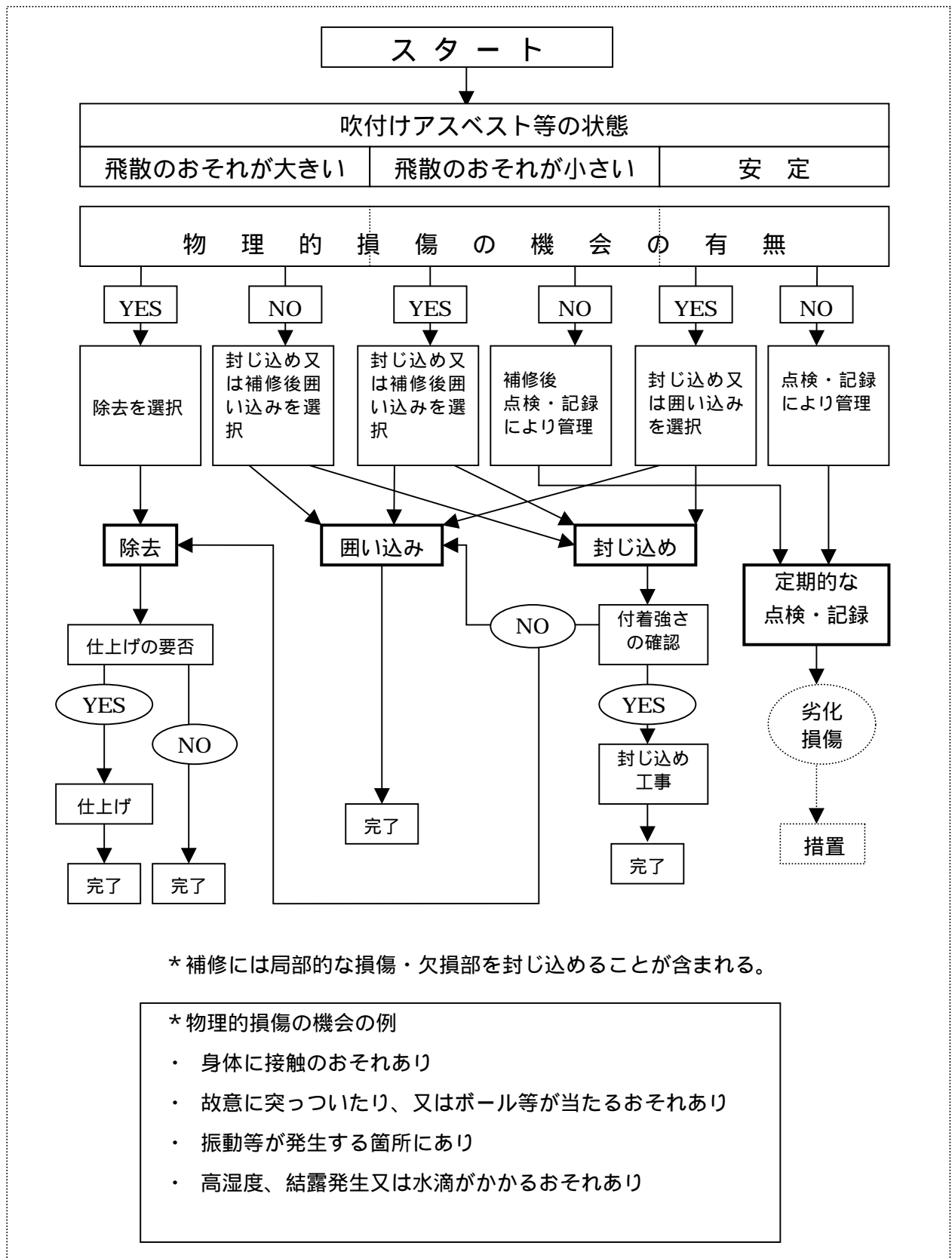
(注) 物理的損傷の機会の例

- ・ 身体に接触のおそれあり
- ・ 故意に突っいたり、又はボール等が当たるおそれあり
- ・ 振動等が発生する箇所にある
- ・ 高湿度、結露発生又は水滴がかかるおそれあり

なお、除去等の措置を行う場合も、改修工事の一種となりますので、法令等に基づき、作業の届出や、除去等の際の飛散防止・曝露防止の措置などを行う必要があります。

また、除去工事が終了するまでの間は、吹付け材の表面が衝撃、振動又は摩擦等による損傷を受けないよう、維持管理には十分に注意する必要があることは言うまでもありません。

図1 吹付けアスベスト等の工法選定のフローチャート



(5) 吹付け材の措置後の維持管理

吹付け材について、措置後の維持管理は、次のように行う必要があります。

- 点検・記録による管理を選択した場合

吹付け材の表面及び施工場所の状況等を定期的に点検し記録を行います。

- ・ 使用頻度が高い場所 ... 概ね月 1 回
- ・ 使用頻度が低い場所 ... 6 ヶ月に 1 回

点検により軽微な損傷を発見した場合は、速やかに補修を行います。

点検により飛散のおそれがあることを確認した場合は、(3)により再度判定を行い適切な措置を行います。

- 除去を選択した場合

除去工事後、アスベスト繊維数濃度を測定・記録して飛散のないことを確認します。

除去後、耐火・防音等の機能を補う必要のある場合は、消防法等の関係法令に留意して対策を講じます。

- 封じ込め又は囲い込みを選択した場合

施工後は、概ね年 1 回の頻度で施工場所を点検し記録を行います。

点検の結果、破損箇所を確認した場合は、速やかに補修します。

5. 建築物等の維持管理における記録

石綿含有の吹付け材が使用されている建築物などを維持管理する場合、点検や措置等の状況について、台帳を作成して記録することが望まれます。次のページには、そのための様式例を示します。

吹付けアスベスト等管理台帳兼記録票（記入例）

施設名		施設所在地		施設所有者		施設届出者		点検計画等	点検内容					
東京ビル		区 1-1-1		昭和39年3月		管理担当者部課名(電話) (03-AAAA-BBBB)			点検周期	目視による点検及びアスベスト繊維濃度測定				
施設の用途		構造	延べ床面積	建築年月	建築年次	管理担当者部課名(電話)		点検内容	目視による点検及びアスベスト繊維濃度測定					
事務所		鉄骨	m ²	昭和39年3月	昭和39年3月	(03-AAAA-BBBB)								
調査 診断	場所	1階 機械室	地下2階 倉庫	7階 居室				点 検 記 録	場所	機械室	倉庫	居室	備考欄	
	調査機関 (種類、含有率等)	(株) センター	同左	同左					点検日	4月2日	良	良	良	法改正により届出
	調査日	15年4月2日	15年4月2日	15年4月2日					15年	5月1日			良	
	完成図書による確認	済	済	済					15年	6月2日			不良 損傷あり	損傷部分 簡易補修
	アスベストの有無	あり	あり	あり					15年	7月15日			損傷のため除去	除去完了
	使用部位	天井	壁	天井					15年	10月2日	良	良		
	使用面積	m ²	m ²	m ²					16年	4月1日	良	良		
	種類等	アスベスト、岩綿 (クリソタイル)	アスベスト、岩綿 (クリソタイル)	アスベスト、岩綿 (クリソタイル)					16年	10月7日	良	不良 損傷あり		封じ込め 作業開始
	含有率	アスベスト5%	アスベスト5%	アスベスト30%					16年	10月9日		封じ込め 作業完了		作業完了 濃度測定
	表面状態(目視)	損傷なし	損傷あり	損傷あり					17年	4月8日	良			
	アスベスト 繊維濃度	本/L	本/L	本/L					17年	10月3日	良	良		濃度測定
	判定結果	D	C	A										
処 理 状 況	工法		封じ込め	除去										
	工事完了年月日		16年10月9日	15年7月15日										
	工事施工業者		(株)	(株)										
	その他工事記録		施工後の繊維数濃度 本/L	施工後の繊維数濃度 本/L										
備考	点検による管理		点検による管理											

(注) 判定結果は、「吹付けアスベスト等に関する室内環境維持管理指導指針」の第4(2)による判定結果を記入する。

については、分析や測定を実施した場合のみ記入する。

吹付けアスベスト等管理台帳兼記録票（様式例）

施設名		施設所在地		施設所有者		施設届出者		点検計画等	点検周期	
施設の用途		構造	延べ床面積	建築年数	管理担当者部課名(電話)		点検内容			
調査 診 断	場所							点 検 記 録	場所 点検日	備考欄
	調査機関 (種類、含有率等)									
	調査日									
	完成図書による確認									
	アスベストの有無									
	使用部位									
	使用面積									
	種類等									
	含有率									
	表面状態(目視)									
	アスベスト 繊維濃度									
判定結果										
処 理 状 況	工法									
	工事完了年月日									
	工事施工業者									
	その他工事記録									
備 考										

(注) 判定結果は、「吹付けアスベスト等に関する室内環境維持管理指導指針」の第4(2)による判定結果を記入する。

は、分析を実施した場合のみ記入する。

6. 点検することが望ましい石綿含有材料（保温材等）

石綿を含有する吹付け材のほかに、建築物などの解体や改修などを行うときに石綿等の粉じんを飛散させるおそれのあるものとして、法令等に基づき、あらかじめ作業の届出を行うことや、作業に当たり飛散防止措置や曝露防止措置を講ずることなどが義務付けられている材料があります。これらは、石綿を含有する保温材、耐火被覆材及び断熱材（以下「保温材等」という。）で、平成 18 年 3 月に大気汚染防止法の政令改正が施行され、これらの材料が、建築物の解体などの作業に関して、同法に基づく届出の対象に加わりました。

建築物などにおいて、解体・改修時に粉じんが飛散するおそれのある石綿含有材料が使われているかについては、解体・改修作業を行う前に、必ず事前調査を行う必要があります。

しかし、保温材等は、一般に密度が小さい（見掛け密度が概ね 0.5g/cm^3 以下）ことから、建築物などを使用している段階でも、これらの材料に誤って物をぶつけて破損した場合や、材料を保護している外被材が損傷している場合などに、石綿を含む粉じんが飛散するおそれがあります。したがって、保温材等及びその外被材の劣化や損傷がひどい場合には、補修などが必要となります。

そのため、建築物などを維持管理していく上でも、密度が小さい石綿含有材料の使用の有無や、その材料に劣化や損傷などがどうか、あるいは損傷しやすい状態になっていないかどうかを点検することが望まれます。

建築物などの維持管理上でも点検が望まれる、石綿を含有する保温材等には、以下のものがあります。

- 石綿を含有する保温材
 - ・ 石綿保温材（旧 JIS A 9502）
 - ・ けいそう土保温材（旧 JIS A 9503）
 - ・ 塩基性炭酸マグネシウム保温材（旧 JIS A 9506）
 - ・ けい酸カルシウム保温材（旧 JIS A 9510）
 - ・ はっ水性パーライト保温材（旧 JIS A 9512）
 - ・ パーミキュライト保温材
 - ・ 水練り保温材
- 石綿を含有する耐火被覆材
 - ・ 石綿含有耐火被覆板
 - ・ 石綿含有けい酸カルシウム板第二種
 - ・ 石綿含有耐火被覆塗り材

- 石綿を含有する断熱材
 - ・ 屋根用折版裏断熱材
 - ・ 煙突用断熱材

東京都では、平成 17 年 8 月から開始した、都有施設における飛散性石綿含有材料の使用のフォロー調査において、上記の保温材等のほかに、(社)日本石綿協会が廃棄時においては飛散性のあるものとして同等の取扱いを推奨している石綿含有ロックウール吸音天井板(見掛け密度 $0.5\text{g}/\text{cm}^3$ 以下で、石綿含有率 1 重量%を超えて含有している窯業系建築材料)も含めて調査をしております。

参考資料:(社)日本石綿協会環境安全衛生委員会「飛散性石綿含有廃棄物の処理について」(平成 16 年 12 月 1 日作成、平成 17 年 9 月 21 日改訂)

石綿含有ロックウール吸音天井板については、石綿障害予防規則の制定を踏まえて作成された、建設業労働災害防止協会発行の「建築物の解体等工事における石綿粉じんへのばく露防止マニュアル」及び(社)住宅生産団体連合会発行の「低層住宅石綿取扱ガイド」において、「その他の石綿含有建材(成形板等)【レベル 3】」に位置付けられています。

レベル 3 の作業は、発じん性の比較的低い作業であるが、破碎、切断等の作業においては発じんを伴うこととなるので、湿式作業を原則とするとともに、発じんレベルに応じた防じんマスクを使用する必要があるものです。「低層住宅石綿取扱ガイド」では、「石綿含有ロックウール吸音天井板の石綿含有率は 5%未満ですが、比重が 0.5 未満のため、解体、改修にあたっては、石綿粉じんの飛散に留意してください。」と注釈をつけています。

同様に、「その他の石綿含有建材(成形板等)【レベル 3】」に位置付けられるが、見掛け密度が $0.5\text{g}/\text{cm}^3$ 以下である材料に、密度の小さい石綿含有目地材があります。

【石綿含有材料の一覧】

注：この一覧に示した商品が石綿含有材料のすべてではありません。

- 「無石綿化年」は、当該商品のうち、石綿を含有する商品の生産がその年の1月1日にはすでに終了している年です。この欄に「×」を記載しているものは、当該商品の製造の全期間に渡って石綿が含有していたことを示します。
- 製造終了年の欄に「 」を記載しているものは、無石綿化した現在も、同名の商品名で製造・販売が継続しているものです。
- 無石綿化年とは、メーカーが意図的に石綿を混入しなくなった年をいいます。

(1) 吹付けアスベスト

商品名	生産時のメーカー名	現在のメーカー名	石綿の種類	石綿の含有率	製造開始年	無石綿化年	製造終了年	備考
プロベスト	朝日石綿工業	エーアンドエー マテリアル	クロシドライト アモサイト	約 60～70%	S37 (1962)	×	S46 (1971)	
オパベスト	大阪パッキング 製造所	日本インシュレ ーション	不明	不明	不明	不明	不明	取扱僅少 (メーカー自己申告)
サーモテックス A	内外アスベスト	ナイガイ	クリソタイル アモサイト	60～70% (吸音 断熱用) 50%以上 (耐火 用)	S44 (1969)	×	S50 (1975)	
トムレックス (クリソタイル・ アモサイト)	日本アスベスト	ニチアス	クリソタイル アモサイト	60～70% (吸音 断熱用) 50%以上 (耐火 用)	S37 (1962)	×	S49 (1974)	
トムレックス (クロシドライ ト)	日本アスベスト	ニチアス	クロシドライ ト	60%	S37 (1962)	×	S46 (1971)	
リンペット	日本リンペット 工事(株)	日本バルカー工 業(現在、建材の 取扱無)	クリソタイル クロシドライ ト	S34(1959)～ S46(1971) 70% S46(1971) 30%	S34 (1959)	×	S46 (1971)	

商品名	生産時のメーカー名	現在のメーカー名	石綿の種類	石綿の含有率	製造開始年	無石綿化年	製造終了年	備考
コーベックス A	ノザワ	ノザワ	クリソタイル (一部クロシドライト)	55 ~ 70%	S37 (1962)	×	S50 (1975)	
ハイワレックス	平和アスベスト	不明	不明	不明	不明	不明	不明	
スターレックス	明星工業	明星工業	不明	60 ~ 70%	不明	×	S50 以前	
ベリーコート	和久産業	和久産業	クリソタイル	60%	S46 (1971)	×	S48 (1973)	

(2) 吹付けロックウール(乾式又は半乾式)

商品名	生産時のメーカー名	現在のメーカー名	石綿の種類	石綿の含有率	製造開始年	無石綿化年	製造終了年	備考
スプレーテックス(耐火被覆用)	日東紡績	日東紡	クリソタイル	S36(1961) ~ S50(1975) 12 ~ 20%	S36 (1961)	S51 (1976)		通則認定品
スプレーテックス(吸音断熱用)	日東紡績	日東紡	クリソタイル	S36(1961) ~ S50(1975) 15% S50(1975) ~ S54(1979) 2 ~ 4%	S36 (1961)	S55 (1980)		通則認定品
スプレース	八幡化学工業(現:新日鐵化学)	日本ロックウール	クリソタイル	耐火 S43(1968) ~ S49(1974) 14.5% S50(1975) 12% S50(1975) ~ S52(1977) 4% 原色 S43(1968) ~ S49(1974) 12% S50(1975) 10% S50(1975) ~ S52(1977) 4% 着色 S43(1968) ~ S49(1974) 12% S50(1975) 10% S50(1975) ~ S53(1978) 4%	S43 (1968)	S54 (1979)		通則認定品
スプレークラフト	日本アスベスト	ニチアス	クリソタイル アモサイト	30%	S45 (1970)	S50 (1975)	H15 (2003)	通則認定品

商品名	生産時のメーカー名	現在のメーカー名	石綿の種類	石綿の含有率	製造開始年	無石綿化年	製造終了年	備考
サーモテックス	内外アスベスト	ナイガイ	クリソタイル アモサイト	S36(1961)～S50(1975) 25% S51(1976)～S53/8(1978/8) 5%未満	S36 (1961)	S54 (1979)		通則認定品
ニッカウール	東京ニッカウール	不明	不明	不明	不明	不明	不明	通則認定品 S62/12(1987/12) 大臣指定取消し
プロベスト R	朝日石綿工業	エーアンドエー マテリアル	アモサイト	約 20～35%	S46 (1971)	S51 (1976)		通則認定品
ヘーワレックス	平和アスベスト	不明	不明	不明	不明	不明	不明	通則認定品
浅野ダイアロック	浅野スレート	エーアンドエー マテリアル	不明	不明	S46 (1971)	×	S50 (1975)	通則認定品 S50/10(1975/10)大臣 指定取消し
コーベックス R	ノザワ	ノザワ	クリソタイル	3～4%	S45 (1970)	×	S55 (1980)	通則認定品
スプレーコート	日本セメント	太平洋マテリアル	クリソタイル(クロシ ドライト)	S46(1971)～S49(1974) 5～15% S50(1975)～S53(1978) 3～5%	S46 (1971)	S54 (1979)		通則認定品 S48/3(1973/3)のみク ロシドライト混合
スターレックス -R	明星工業	明星工業	不明	5%未満	不明	×	S55 以前	通則認定品 S57/7(1982/7)大臣指 定取消し
オパベスト R	大阪パッキング 製造所	日本インシュ レーション	クリソタイル	4.0%	S50 (1975)	S54 (1979)	不明	仕入れ品(非自社製造 品)であるため、 ”製造”を”取扱い”と読 み替え記載している。
バルカロック	日本リンペッ ト工事(株)	日本バルカー 工業(現在、建 材の取扱無)	クリソタイル	S46(1971)～S49(1974) 20% S49(1974)～S50(1975) 5%	S46 (1971)	S51 (1976)	H7 (1995)	通則認定品

商品名	生産時のメーカー名	現在のメーカー名	石綿の種類	石綿の含有率	製造開始年	無石綿化年	製造終了年	備考
ベリーコート R	和久産業	和久産業	クリソタイル	S48(1973)～S49(1974) 20～30% S49(1974)～S50(1975) 5～6%	S49 (1974)	S52 (1977)		通則認定品
タイカレックス	耐火被覆工業協 同組合	耐火被覆工業協 同組合	クリソタイル	3%	S53 (1978)	S55 (1980)		

(3) 吹付けロックウール（湿式）

商品名	生産時のメーカー名	現在のメーカー名	石綿の種類	石綿の含有率	製造開始年	無石綿化年	製造終了年	備考
トムウエット	日本アスベスト	ニチアス	クリソタイル	1～5%	S45 (1970)	S63 (1988)		個別認定品
ATM-120	日本アスベスト	ニチアス	クリソタイル	1～5%	S53 (1978)	S63 (1988)		
バルカウエット	日本リンペット 工事（株）	日本バルカー工業 （現在、建材の取扱無）	クリソタイル	5%以下	S48 (1973)	S63 (1988)	H7 (1995)	個別認定品
プロベストウエット	朝日石綿工業	エーアンドエーマテリア アル	クリソタイル	約4.8%	S47 (1972)	S63 (1988)		個別認定品
スプレーコートウ エット	日本セメント	太平洋マテリアル	クリソタイル	3～12%	S48 (1973)	H2 (1990)		個別認定品
サンウエット	日本ゴム（株）	アサヒゴム（株）	クリソタイル	不明	S47 頃 (1972 頃)	×	S50 頃 (1975 頃)	
スプレーウエット （耐火被覆用）	日東紡績	日東紡	クリソタイル	S49(1974)～ S62(1987) 4～5%	S49 (1974)	S63 (1988)		個別認定品

(4) 吹付けパーミキュライト（ひる石吹付け）

商品名	生産時のメーカー名	現在のメーカー名	石綿の種類	石綿の含有率	製造開始年	無石綿化年	製造終了年	備考
パーミライト （アロックヒル石）	スチライト工業	スチライト工業	不明	不明	S42 (1967)	S62 (1987)		
ミクライト	ABC 商会	エービーシー商会	不明	S40(1965)～S41(1966) 24.4% S41(1966)～S46(1971) 17.5% S46(1971)～S52(1977) 12.8% S52(1977)～S63(1988) 4.6%	S40 (1965)	H元 (1989)	H7 (1995)	
ウォールコートM 折版用	ABC 商会	エービーシー商会	不明	39%	S46 (1971)	×	H元 (1989)	無石綿の「ウォールコートM」とは別の製品である。

(5) パーライト吹付け

商品名	生産時のメーカー名	現在のメーカー名	石綿の種類	石綿の含有率	製造開始年	無石綿化年	製造終了年	備考
アロック	スチライト工業	スチライト工業	不明	不明	S42 (1967)	S62 (1987)		軽量塗材
ダンコートF	佐渡島	大橋化学工業	クリソタイル	5.6%	S46 (1971)	H2 (1990)		主に金属製折版屋根の耐火用材料

(6) 石綿保温材

商品名	生産時のメーカー名	現在のメーカー名	石綿の種類	石綿の含有率	製造開始年	無石綿化年	製造終了年	備考
スポンジボード スポンジカバー	朝日石綿工業	エーアンドエーマテリアル	クリソタイル アモサイト	不明	S47 (1972)	×	S53 (1978)	
カポサイト	日本アスベスト	ニチアス	アモサイト	80～100%	S35 (1960)	×	S54 (1979)	

(7) けいそう土保温材

商品名	生産時のメーカー名	現在のメーカー名	石綿の種類	石綿の含有率	製造開始年	無石綿化年	製造終了年	備考
珪藻土保温材 1号	日本アスベスト	ニチアス	アモサイト	1～10%	S39 (1964)	×	S49 (1974)	

(8) けい酸カルシウム保温材

商品名	生産時のメーカー名	現在のメーカー名	石綿の種類	石綿の含有率	製造開始年	無石綿化年	製造終了年	備考
シリカボード シリカカバー	朝日石綿工業	エーアンドエーマテリアル	クリソタイル アモサイト	約4～6%	S27 (1952)	S54 (1979)		
ダイヤライト ダイヤライトL	神島化学工業	神島化学工業	アモサイト	3%	S35 (1960)	S55 (1980)	H6 (1994)	
シリカライト	日本アスベスト	ニチアス	アモサイト	1～25%	S15 (1940)	×	S55 (1980)	
スーパーテンプボード	日本アスベスト	ニチアス	アモサイト	5～10%	S38 (1963)	S54 (1979)		

商品名	生産時のメーカー名	現在のメーカー名	石綿の種類	石綿の含有率	製造開始年	無石綿化年	製造終了年	備考
ダイパライト (カバー・ボード)	大阪パッキング製造所	日本インシュレーション	アモサイト	10.0%	S51 (1976)	S55 (1980)		
インヒビライト (カバー・ボード)	大阪パッキング製造所	日本インシュレーション	アモサイト	7.0%	S52 (1977)	S55 (1980)		
エックスライトボード	大阪パッキング製造所	日本インシュレーション	アモサイト クリソタイル	10.0%	S40 (1965)	S55 (1980)		
ベストライトカバー	大阪パッキング製造所	日本インシュレーション	アモサイト	4.6%	S35 (1960)	S55 (1980)	S62 (1987)	
ベストライトボード	大阪パッキング製造所	日本インシュレーション	アモサイト クリソタイル	10.0%	S40 (1965)	S55 (1980)	H元 (1989)	

(9) パーライト保温材

商品名	生産時のメーカー名	現在のメーカー名	石綿の種類	石綿の含有率	製造開始年	無石綿化年	製造終了年	備考
三井パーライト保温材	三井金属鉱業	三井金属鉱業	アモサイト	S40～S49/9 1.17%	S40 (1965)	S50 (1975)	H12 (2000)	

(10) バーミキュライト保温材

商品名	生産時のメーカー名	現在のメーカー名	石綿の種類	石綿の含有率	製造開始年	無石綿化年	製造終了年	備考
バーミキュライト保温材	日本アスベスト	ニチアス	クリソタイル アモサイト	20～30%	不明	×	S62 (1987)	無石綿の「フリーバーミキュライト保温材」とは別の製品である。

(11) 水練り保温材

商品名	生産時のメーカー名	現在のメーカー名	石綿の種類	石綿の含有率	製造開始年	無石綿化年	製造終了年	備考
85%マグネシヤ保温材	日本アスベスト	ニチアス	クリソタイル	10～20%	不明	×	S49 (1974)	
高熱コムパウンド	日本アスベスト	ニチアス	アモサイト	1～5%	不明	×	S51 (1976)	
耐熱コンパウンド	日本アスベスト	ニチアス	アモサイト	2～3%	不明	×	S61 (1986)	無石綿の「フリー耐熱コンパウンド」とは別の製品である。
シリカライト塗材	日本アスベスト	ニチアス	アモサイト	1～4%	不明	×	S61 (1986)	無石綿の「フリーシリカライト塗材」とは別の製品である。
ハードセッティングセメント	日本アスベスト	ニチアス	アモサイト	1～4%	不明	S63 (1988)		
遮音ハードセメント	日本アスベスト	ニチアス	クリソタイル アモサイト	1～30%	不明	S63 (1988)		
クイックラグ	日本アスベスト	ニチアス	クリソタイル	25%	不明	×	S62 (1987)	無石綿の「フリークイックラグ」とは別の製品である。
ハードプラスター	日本アスベスト	ニチアス	クリソタイル	15%	不明	×	S62 (1987)	
シャモット保温材	日本アスベスト	ニチアス	アモサイト	1～10%	不明	×	S49 (1974)	

(12) 耐火被覆板

商品名	生産時のメーカー名	現在のメーカー名	石綿の種類	石綿の含有率	製造開始年	無石綿化年	製造終了年	備考
トムボード	日本アスベスト	ニチアス	アモサイト	50%	S44 (1969)	×	S48 (1973)	
プロベストボード	朝日石綿工業	エーアンドエーマテリアル	アモサイト	約 40%	S43 (1968)	×	S50 (1975)	
リフライト	日本リンペツト工事(株)	日本バルカー工業 (現在、建材の取扱無)	クリソタイル	不明	S41 (1966)	×	S58 (1983)	
サーモボード	内外アスベスト	ナイガイ	クリソタイル アモサイト	25～30%	S38 (1963)	×	S48 (1973)	
コーベックスマツト	ノザワ	ノザワ	クリソタイル (一部アモサイト)	約 70%	S44 (1969)	×	S53 (1978)	

(13) けい酸カルシウム板第二種

商品名	生産時のメーカー名	現在のメーカー名	石綿の種類	石綿の含有率	製造開始年	無石綿化年	製造終了年	備考
キャスライトH	日本アスベスト	ニチアス	アモサイト	10～20%	S40 (1965)	H3 (1991)		
キャスライトL	日本アスベスト	ニチアス	アモサイト	10～20%	S40 (1965)	S63 (1988)		
ケイカライト ケイカライトL	朝日石綿工業	エーアンドエーマテリアル	クリソタイル アモサイト	約 5%	S46 (1971)	S63 (1988)		
ダイアスライト(E)	浅野スレート	エーアンドエーマテリアル	アモサイト	不明	S49 (1974)	×	S55 (1980)	

商品名	生産時のメーカー名	現在のメーカー名	石綿の種類	石綿の含有率	製造開始年	無石綿化年	製造終了年	備考
カルシライト1号 カルシライト2号	小野田化学工業	小野田化学工業	アモサイト	1~27% 平均 4.1%	S48 (1973)	S63 (1988)		鉄骨耐火被覆(成形板)用 1号は、かさ比重0.5で仕上げ用(クロス・塗装仕上げ可能)。 2号は、かさ比重0.3で下地用。
ソニックライトー 号 ソニックライト二 号	神島化学工業	神島化学工業	アモサイト	2~3%	S44 (1969)	×	S51 (1976)	一号は、かさ比重0.5で仕上げ用(クロス・塗装仕上げ可能)。 二号は、かさ比重0.3で下地用。 現在は、小野田化学工業に製造を委託。
タイカライト(1号)	大阪パッキング製造所	日本インシュレーション	アモサイト クリソタイル	3.9%	S43 (1968)	S62 (1987)		
タイカライト(2号)	大阪パッキング製造所	日本インシュレーション	アモサイト クリソタイル	2.1%	S43 (1968)	S62 (1987)		
タイカライトコラム	大阪パッキング製造所	日本インシュレーション	アモサイト	6.8%	S53 (1978)	S60 (1985)		
サーモボードL	内外アスベスト	ナイガイ	クリソタイル アモサイト	2~3%	S58 (1983)	S63 (1988)		通則認定品
ヒシライト	三菱セメント建材	三菱マテリアル建材	クリソタイル アモサイト	5~10%	S52 (1977)	×	H9 (1997)	アモサイト使用は H5/2(1993/2)まで。見掛け密度は、0.6g/cm ³ である。
リフボード	日本リンペット工事(株)	日本バルカー工業(現在、建材の取扱無)	クリソタイル	不明	S41 (1966)	×	S58 (1983)	
ミュージライト	大阪パッキング製造所	日本インシュレーション	アモサイト	3.9%	S55 (1980)	S62 (1987)		旭硝子ビル建材エンジニアリング株式会社販売分あり

(14) 耐火被覆塗リ材

分類	商品名	生産時のメーカー名	現在のメーカー名	石綿の種類	石綿の含有率	製造開始年	無石綿化年	製造終了年	備考
ひる石プラスター	蛭石プラスター	鹿島建設	鹿島建設	不明	2%	S48 (1973)	不明	不明	現在、使用されていない。

(15) 屋根用折版裏断熱材

商品名	生産時のメーカー名	現在のメーカー名	石綿の種類	石綿の含有率	製造開始年	無石綿化年	製造終了年	備考
フェルトン	日本アスベスト	ニチアス	クリソタイル	90%	S45 (1970)	×	S57 (1982)	
ブルーフェルト	日本アスベスト	ニチアス	クロシドライト	90%	S33 (1958)	×	S46 (1971)	

(16) 煙突用断熱材

商品名	生産時のメーカー名	現在のメーカー名	石綿の種類	石綿の含有率	製造開始年	無石綿化年	製造終了年	備考
カポスタック	日本アスベスト	ニチアス	アモサイト	70～80%	S39 (1964)	×	H3 (1991)	
ニューカポスタック	日本アスベスト	ニチアス	アモサイト	80～90%	S52 (1977)	×	H3 (1991)	
ハイスタック（丸型）	大阪パッキング製造所	日本インシュレーション	アモサイト	6.8%	S53 (1978)	S60 (1985)		
ハイスタック（角型）	大阪パッキング製造所	日本インシュレーション	アモサイト	4.3～8.4%	S53 (1978)	H4 (1992)		

(17) 石綿含有ロックウール吸音天井板

- ・ 石綿含有ロックウール吸音天井板については、石綿障害予防規則の制定を踏まえて作成された、建設業労働災害防止協会発行の「建築物の解体等工事における石綿粉じんへのばく露防止マニュアル」及び（社）住宅生産団体連合会発行の「低層住宅石綿取扱ガイド」において、「石綿含有建材（成形板等）【レベル3】」に位置付けられています。
- ・ レベル3の作業は、発じん性の比較的低い作業であるが、破砕、切断等の作業においては発じんを伴うこととなるので、湿式作業を原則とするとともに、発じんレベルに応じた防じんマスクを使用する必要があるものです。「低層住宅石綿取扱ガイド」では、「石綿含有ロックウール吸音天井板の石綿含有率は5%未満ですが、比重が0.5未満のため、解体、改修にあたっては、石綿粉じんの飛散に留意してください。」と注釈をつけています。

商品名	生産時のメーカー名	現在のメーカー名	石綿の種類	石綿の含有率	製造開始年	無石綿化年	製造終了年	備考
ソーラトン	日東紡績	日東紡	クリソタイル	S46(1971)～S56(1981) 4%	S46 (1971)	S57 (1982)		
ソーラトン軒天	日東紡績	日東紡	クリソタイル	S50(1975)～S57(1982) 1～5%	S50 (1975)	S58 (1983)		
ソーラトン本実	日東紡績	日東紡	クリソタイル	S51(1976)～S56(1981) 3～4% S57(1982)～S62(1987) 4%（深彫り品のみ）	S51 (1976)	S63 (1988)	H15 (2003)	
ミネラートン	日東紡績	日東紡	クリソタイル	S43～S44 2%	S37 (1962)	S45 (1970)	H10 (1998)	
ダイロートン 不燃	大建工業	大建工業	クリソタイル	1～4%	S39 (1964)	S63 (1988)		
ダイロートン 準不燃	大建工業	大建工業	クリソタイル	1～4%	S52 (1977)	S62 (1987)		
オトテン	大建工業	大建工業	クリソタイル	1～4%	S55 (1980)	S62 (1987)		

商品名	生産時のメーカー名	現在のメーカー名	石綿の種類	石綿の含有率	製造開始年	無石綿化年	製造終了年	備考
ロッキー	松下電工	松下電工	クリソタイル	約 3%	S48 (1973)	×	S60 (1985)	
彫り天	松下電工	松下電工	クリソタイル	約 3%	S48 (1973)	×	S60 (1985)	
和風天	松下電工	松下電工	クリソタイル	約 3%	S55 (1980)	×	S60 (1985)	
音場天	松下電工	松下電工	クリソタイル	約 3%	S55 (1980)	×	S60 (1985)	

(18) 石綿含有目地材（見掛け密度の小さいもの）

商品名	生産時のメーカー名	現在のメーカー名	石綿の種類	石綿の含有率	製造開始年	無石綿化年	製造終了年	備考
リトフレックス K-20	日本アスベスト	ニチアス	クリソタイル	80～90%	S48 (1973)	×	H13 (2001)	
リトフレックス KG-25	日本アスベスト	ニチアス	クリソタイル	70～80%	S48 (1973)	×	H13 (2001)	

「石綿含有材料の一覧」の更新履歴

平成 17 年

- ・ 9 月 27 日 ... 日東紡の商品を追加。
- ・ 10 月 3 日 ... 日本バルカー工業（株）から、湿式の吹付けロックウールである「バルカウエット」の石綿含有期間について調査の結果修正したとの情報があり、「無石綿化年」を S63(1988)に修正。
- ・ 10 月 5 日 ... 石綿の含有が不明である砂壁状吹付け材セメント系の種類の 1 商品を削除。
- ・ 11 月 11 日 ... ニチアス（株）から、煙突用断熱材である「カポスタック」と「ニューカポスタック」の製造終了年が正確には H3(1991)年であったという情報を得て修正。
- ・ 11 月 18 日 ... 乾式・半乾式の吹付けロックウールに分類される「スプレエース」及び「スプレーコート」について、石綿の含有率が段階的に低減化した経緯について詳細に記載。
- ・ 11 月 18 日 ... 大橋化学工業（株）から、パーライト吹付けの「ダンコート F」は無石綿化した現在でも同一商品名で販売しているとの情報を得て、「無石綿化年」を H2(1990)に、「製造終了年」の記載を「 」に修正。
- ・ 12 月 1 日 ... ニチアス（株）から情報を得て、バーミキュライト保温材・水練り保温材・石綿含有目地材（見掛け密度の小さいもの）を追加。

平成 18 年

- ・ 1 月 12 日 ... （株）エアンドエーマテリアルから情報を得て、けい酸カルシウム板第二種の「ケイカライト・ケイカライト L」の「無石綿化年」を S63(1988)に修正。

【参考文献・ホームページ】

- 東京都環境局「建築物の解体等に係るアスベスト飛散防止対策マニュアル（改訂版）」（平成 17 年 4 月）
<http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/kaizen/kisei/taiki/asbest/index.htm>
- 東京都福祉保健局「吹付けアスベスト等に関する室内環境維持管理指導指針」（平成 17 年 9 月）
<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kankyo/bldg/asbestos.html#shishin>
- 環境省環境管理局大気環境課「吹付け石綿の使用の可能性のある建築物の把握方法について（地方自治体向け手引き）」（平成 13 年 3 月）
<http://www.env.go.jp/air/osen/law/01.pdf>
- （社）日本作業環境測定協会「平成 17 年度 環境省 委託事業報告書 建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」（平成 18 年 3 月）
http://www.env.go.jp/air/asbestos/litter_ctrl/manual_td/index.html
- 建設副産物リサイクル広報推進会議「建築物の解体等に伴う有害物質等の適切な取扱い」（平成 17 年 10 月）
<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/pdf/fukusanbutsu/asbest/yugai.pdf>
- 国土交通省「目で見えるアスベスト建材」（平成 18 年 3 月）
<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/pdf/fukusanbutsu/asbest/memiruasbest.pdf>
- 中皮腫・じん肺・アスベストセンターのホームページ「写真でみる石綿・アスベスト製品」
<http://www.asbestos-center.jp/asbestos/byphoto/index.html>
- （社）日本石綿協会「既存建築物における石綿使用の事前診断監理指針」（平成 17 年 4 月）
http://www.jaasc.or.jp/other/sisin_top.html
- （財）日本建築センター「既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説」（平成 4 年 1 月）
- （社）住宅生産団体連合会「低層住宅石綿取扱ガイド」（平成 17 年 6 月）
- 建設業労働災害防止協会「建築物の解体等工事における石綿粉じんへのばく露防止マニュアル」（平成 17 年 8 月）
- 中央労働災害防止協会「石綿作業主任者テキスト」（平成 18 年 2 月）
- 石綿対策全国連絡会議、中皮腫・じん肺・アスベストセンター編「ノンアスベスト社会の到来へ」かもがわ出版（平成 16 年 11 月）
- 中皮腫・じん肺・アスベストセンター編「図解 あなたのまわりのアスベスト危険度診断」朝日新聞社（平成 17 年 12 月）

【参考法令等】

石綿障害予防規則（平成 17 年 2 月 24 日厚生労働省令第 21 号）

（事業者の責務）

第 1 条 事業者は、石綿による労働者の肺がん、中皮腫その他の健康障害を予防するため、作業方法の確立、関係施設の改善、作業環境の整備、健康管理の徹底その他必要な措置を講じ、もって、労働者の危険の防止の趣旨に反しない限りで、石綿にばく露される労働者の人数並びに労働者がばく露される期間及び程度を最小限度にするよう努めなければならない。

（定義）

第 2 条 この省令において、「石綿等」とは、労働安全衛生法施行令（以下「令」という。）第 6 条第 23 号に規定する石綿等をいう。

第 2 節 石綿等が吹き付けられた建築物等における業務に係る措置

第 10 条 事業者は、その労働者を就業させる建築物の壁、柱、天井等（次項及び第 4 項に規定するものを除く。）に吹き付けられた石綿等が損傷、劣化等によりその粉じんを発生させ、及び労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、当該石綿等の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければならない。

2 事業者は、その労働者を臨時に就業させる建築物の壁、柱、天井等（第 4 項に規定するものを除く。）に吹き付けられた石綿等が損傷、劣化等によりその粉じんを発生させ、及び労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、労働者に呼吸用保護具及び作業衣又は保護衣を使用させなければならない。

3 労働者は、事業者から前項の保護具等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

4 法第 34 条の建築物貸与者は、当該建築物の貸与を受けた 2 以上の事業者が共用する廊下の壁等に吹き付けられた石綿等が損傷、劣化等によりその粉じんを発生させ、及び労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、第 1 項に規定する措置を講じなければならない。

労働安全衛生法（昭和 47 年 6 月 8 日法律第 57 号）

（建築物貸与者の講ずべき措置）

第 34 条 建築物で、政令で定めるものを他の事業者に貸与する者（以下「建築物貸与者」という。）は、当該建築物の貸与を受けた事業者の事業に係る当該建築物による労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。ただし、当該建築物の全部を 1 の事業者に貸与するときは、この限りでない。

労働安全衛生法施行令（昭和 47 年 8 月 19 日政令第 318 号）

（作業主任者を選任すべき作業）

第 6 条 法第 14 条の政令で定める作業は、次のとおりとする。

一～二十二 （略）

二十三 石綿若しくは石綿をその重量の 0.1 パーセントを超えて含有する製剤その他の物（以下「石綿等」という。）を取り扱う作業（試験研究のため取り扱う作業を除く。）又は石綿等を試験研究のため製造する作業

（法第 34 条の政令で定める建築物）

第 11 条 法第 34 条の政令で定める建築物は、事務所又は工場の用に供される建築物とする。

民間建築物等のための「建築物アスベスト点検の手引」

発 行 平成 17 年 9 月 （商品情報更新 平成 18 年 1 月 12 日）
平成 18 年 9 月改訂
東京都環境局環境改善部
東京都新宿区西新宿 2 - 8 - 1
電話 03（5388）3482

URL: <http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/kaizen/keikaku/asbestos/index.htm>